平成２８年（フ）第１４８号
宮崎市清武町船引678番地　市営住宅新川団地205号室
債務者　**今**平　浩志
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１号
鹿児島県霧島市霧島田口2613番地304
債務者　山下　　明
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
鹿児島県霧島市国分郡田2034番地13
債務者　上村　祥子（旧姓隈元）
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
千葉県富里市立沢新田86番地65　（ハイツ大野202）
債務者　當宮　遼平
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１２６号
千葉県成田市加良部５丁目12番地（７棟104号）
債務者　井口　満子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１２３号
福井市乾徳１丁目12番１号
債務者　新井　宏英
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２９号
長野県小諸市甲1462番地の５
債務者　黒澤みふね
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第１４７号
大分市敷戸新町３番１―408号
債務者　志垣　和恵
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４６号
宮崎県日向市大王町４丁目95番地市営大王谷住宅５棟17号　高山昇方、住民票上の住所宮崎県日向市大字財光寺18番地２
債務者　松木　秋美
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第５８号
宮崎県延岡市塩浜町４丁目1717番地８
債務者　廣末　マミ
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第５２号
富山市草島100番地73
債務者　盛田　博志
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５９号
富山市萩原442番地１　シャトルフジナガＩ403号、前住所富山市山室荒屋15番地224
債務者　杉崎　経樹
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６６号
富山市水橋畠等101番地
債務者　前田　修三
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４９号
松江市玉湯町湯町318番地１エヴァグリーン201
債務者　吾郷　麻里
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６５２号
奈良県香芝市西真美３丁目11番地９　ハウスＭ＆Ｎ203号、借入時の住所大阪府東大阪市布市町２丁目５番27号
債務者　岡本衣織こと　濵口　衣織
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５９号
青森県八戸市大字新井田字松山下野場７番地15　湊病院内、前住所青森県八戸市大字白銀町字浜崖８番地34
債務者　角濱ユキ子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
青森県八戸市根城２丁目11番10号　メゾン白藤205号
債務者　日沢　真二
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係